

交第6号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「カード回数乗車券及び」を削り、同条第2項中「カード回数乗車券若しくは」を削る。

別表カード回数乗車券の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定により発行したカード回数乗車券は、その発行の日から起算して10年間に限り、使用することができる。

提 案 理 由

カード回数乗車券を廃止するため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（共通乗車券）

第4条 管理者は、他の運輸機関と協定により相互に乗車できる第2条の2第1項に規定する種類のカード回数乗車券及び定期乗車券（以下「共通乗車券」という。）を発行することができる。

2 前項の共通乗車券の料金は、第2条の2第1項に規定するカード回数乗車券若しくは定期乗車券の料金又は第5条に規定する特殊料金の額の算定方法を適用する。

（第3項省略）

別表（第2条の2）

乗車券の種類	乗 車 券 の 料 金	
（省 略）		
<u>カード回数乗車券</u>	<u>1乗車につき</u>	<u>大人普通乗車券の料金の額からその9分</u> <u>1厘の額を割引きして得た額（その額に1</u> <u>円未満の端数がある場合は、その端数を1</u> <u>円に切り上げる。）</u>
（省 略）		